

設置主体 社会福祉法人羽場福祉会

監査対象 羽場認定こども園

監査実施日 平成31年1月23日

改善の報告を要する事項 (重要事項)	該当事項なし
改善を要する事項 (技術指導)	1. 法人運営、労務管理について 決裁規程を含む定款施行細則等において、理事長や施設長の専決事項について規定するとともに、引き続き諸規程（旅費規程等）の整備にも取り組まれない。
助言する事項 (助言指導)	該当事項なし